

### 障害基礎年金等を受給しているひとり親の方へ

## 令和3年3月分から児童扶養手当が変わります

障害基礎年金等を受給している方の受給の範囲や認定のための所得の範囲が変わります。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】子ども家庭課育成支援係(本庁舎2階) ☎(5273)4558・FAX(3209)1145へ。

### (1)児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります

【変更前】障害基礎年金等を受給している方は、その額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できない

【変更後】3月分(5月支給分)以降、児童扶養手当の額が障害基礎年金等の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できる(下図)

#### 障害基礎年金等



※差額の支給を受けるために、申請が必要な場合があります(下表のとおり)。

#### 対象者・申請月等

対象者	申請月・支給相当月	申請
①児童扶養手当受給資格者として既に認定を受けている方(児童扶養手当の申請が既にお済みの方等)	3月分から支給	申請の必要はありません
②上記①以外の方で、3月1日時点で支給要件に該当する方	▶6月30日(木)までに申請した方…3月分から支給 ▶7月1日(木)以降に申請した方…申請月の翌月分から支給	申請が必要です 子ども家庭課育成支援係へお問い合わせください
③上記①以外の方で、3月2日以降に支給要件に該当する方	申請月の翌月分から支給	

### (2)児童扶養手当の支給制限に関する所得の範囲が変わります

令和3年3月分(5月支給分)以降は、障害基礎年金等を受給している児童扶養手当受給資格者の支給制限に関する所得に非課税公的年金給付等(障害年金・遺族年金・労災年金・遺族補償など)が含まれます。

## U35新宿ビジネスプランコンテスト

### -JUMP UP!!-

### 優れた2件のプランを表彰

35歳以下の若者を対象に優れたビジネスプランを表彰する同コンテストで、2件のプランを表彰しました。今後、区では受賞プランの事業化に向けたアフターフォロー等を行うなど、区内新事業創出のために支援していきます。

【問合せ】産業振興課産業振興係 ☎(3344)0701へ。



▲プレゼンテーションの様子

#### 最優秀賞

**背景**  
コロナ禍で、産後うつ予備軍は、出産後1年未満の**母親の13%から25%に増加**さらに、**好発時期が長期化**している。  
(Obstetrical Medicine, "The COVID-19 pandemic and mental health of pregnant women in Japan. Social for Economic and Health Policy Research". Shonan Institute for Health and Welfare Research. Study no.1-21-2020-02)  
出産した女性の**10人に1人が発症。**  
(2013 厚生労働省)

**SHINJUKU DREAM ACTIVATION III U35新宿ビジネスプランコンテスト -JUMP UP!!-**

細谷幸生さん

#### 細谷幸生さん

【全ての人にパーソナルカウンセラーを。】

うつ病予防に有効とされているカウンセリングをより身近にするための新しいシステムを提案し、「1家庭に1人、長期的な専属カウンセリング」等の実現を目指します。

#### 優秀賞

障害者スポーツを通じた企業のD&I推進サポート事業

**SHINJUKU DREAM ACTIVATION III U35新宿ビジネスプランコンテスト -JUMP UP!!-**

岡田美優さん

#### 岡田美優さん

#### 【障害者スポーツ×企業をつなぐ!】

社会貢献活動を行いたい企業と、障害者スポーツを推進する団体等を繋げる基盤をつくり、多様性のある社会を目指します。

★希望者には、コンテストの様子を限定配信している新宿区公式YouTubeのURLをお送りします。詳しくは、同コンテストホームページ(<https://www.shinjuku-sda.com>)でご案内しています(右図二次元コード)。



## 3月1日～7日は子ども予防接種週間

## 4月からの入園・入学に備え必要な予防接種を受けましょう

お子さんを病気から守るには、予防接種で免疫を獲得することが大切です。右表・右下表を参考に、母子健康手帳でお子さんの接種状況を確認しましょう。

接種対象年齢の方には、「予防接種予診票」を郵送しています(HPV・IPVを除く)。予診票を区の指定医療機関にお持ちになると、定期接種は無料で、任意接種は一定の自己負担で受けられます。予診票がお手元にない方は、お問い合わせください。

※生活保護を受けている世帯の方等は、任意接種の自己負担免除の制度があります。事前に保健予防課へお問い合わせください。

【問合せ】保健予防課予防係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3859・FAX(5273)3820へ。

#### ◆予防接種は区の指定医療機関で実施しています

事前に予約が必要な場合があります。予診票に同封の「医療機関名簿」でご確認ください。新宿区ホームページでもご案内しています。

●1歳児・年長児はMR(麻しん・風しん混合)の定期接種を忘れずに  
麻しん(はしか)は非常に強い感染力を持っています。発病すると高熱が続き、時には重い後遺症が残る重大な感染症です。予防には予防接種が有効ですが、効果を持続させるためには1歳時の接種(第1期)に加え、年長児相当年齢での2回目の接種(第2期)が大切です(右表)。定期接種の対象で、MR(麻しん・風しん混合)の接種を受けていないお子さんは、早めに接種しましょう。

※2歳～18歳で定期接種未接種の方は、自己負担なしで未接種回数分を接種できます(右下表)。

●おたふくかぜワクチン(任意接種)の予防接種を受けていない方はお早めに

接種期限は小学校就学前(年長児)の3月31日(木)です。

#### ★HPV(ヒトパピローマウイルス感染症)ワクチンのリーフレットが新しくなりました

子宮頸がんの現状やHPVワクチンの効果・リスクなどを掲載しています。保健予防課、保健センターで配布しているほか、新宿区ホームページでもご覧いただけます。接種を希望する方は、同課へお申し込みください(同ワクチンは、平成25年4月1日から予防接種法に基づく定期予防接種として実施していますが、同年6月14日の厚生労働省の通知を受け、区では積極的な接種勧奨を差し控えています)。

### 令和2年度に区が実施している子どもの予防接種

#### ●定期接種(無料)

予防接種名	接種回数	対象
ヒブ	1~4回 ※接種開始時期により異なる	生後2か月~5歳未満
小児用肺炎球菌		
B型肝炎 ★1	3回	1歳未満(標準接種期間は生後2か月~9か月未満)
ロタウイルス ★2	(1価)2回 (5価)3回	令和2年8月1日以降生まれで、 ▶1価…出生6週0日後~24週0日後 ▶5価…出生6週0日後~32週0日後
DPT-IPV(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ4種混合)	4回	生後3か月~7歳6か月未満
BCG(結核)	1回	1歳未満(標準接種期間は生後5か月~8か月未満)
MR(麻しん・風しん混合)第1期	1回	1歳~2歳未満(2歳の誕生日の前日まで)
MR(麻しん・風しん混合)第2期	1回	保育園・幼稚園・子ども園等の年長児相当年齢(平成26年4月2日~27年4月1日生まれ) ※年長児の接種期限は3月31日(木)までです。
水痘(水ぼうそう)	2回	1歳~3歳未満
日本脳炎 第1期 ★3	3回	生後6か月~7歳6か月未満(標準接種期間は3歳から)
日本脳炎 第2期 ★3	1回	9歳~13歳未満(標準接種期間は9歳~10歳未満)
DT(ジフテリア・破傷風2種混合)	1回	11歳~13歳未満(標準接種期間は11歳~12歳未満)
HPV(ヒトパピローマウイルス感染症)	3回	小学6年生~高校1年生相当年齢の女子(標準接種期間は中学1年生)
IPV(不活化ポリオ) ★4	4回	生後3か月~7歳6か月未満

- ★1 母子感染予防として、健康保険でB型肝炎ワクチンを受けたお子さんは定期接種の対象外です。
- ★2 令和2年10月から定期接種になりました。
- ★3 平成7年4月2日~19年4月1日生まれで接種が完了していない方は、20歳になるまでの間、不足分を無料で接種できます。また、平成19年4月2日~21年10月1日生まれで7歳6か月までに第1期の接種が完了していない方は、9歳~13歳未満の間、第1期不足分を無料で接種できます。希望する方は、お問い合わせください。
- ★4 平成24年8月以降生まれは原則DPT-IPVで接種します。接種を希望する方は、お問い合わせください。

#### ●任意接種

予防接種名	助成回数	対象
おたふくかぜ	1回	1歳~小学校就学前(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 【自己負担】1回3,000円
MR(麻しん・風しん混合)	最大2回 (未接種回数分)	2歳~18歳で定期接種未接種の方(定期接種対象者を除く) 【自己負担】なし